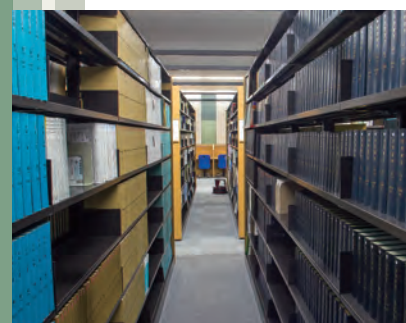




TOHOKU UNIVERSITY  
**LAW**  
SCHOOL  
東北大学法科大学院  
2016

# ✧ ごあいさつ

## 少人数教育による 抜群の学習環境で学んでください

法学研究科長 平田 武



平成16(2004)年に法科大学院が開設されて10年以上が経過しました。この間、法科大学院や司法試験制度を取り巻く環境は大きく変わってきました。しかし、法曹がやりがいのある仕事であり、社会において「優れた法曹」が求められているということには、変わりありません。

法科大学院における教育は、いわゆる実定法解釈と呼ばれるものを中心として進められ、学生の皆さんは現行法体系の構造を正確に理解することが必要になりますが、大事なことは、法的な思考方法を身につけることです。社会が変化していくに従って、法曹実務家には未知の法的な問題に取り組むことが求められることもあります。そうした場合に必要とされるのは、自分で調査して自分の頭で考える能力です。東北大学の法科大学院では、そうした法律家に必要な基礎体力を養うことができます。

なによりも、少人数教育を徹底することで、ソクラテック・メソッドの授業、オフィス・アワーなど、先生と生徒の間の距離が近いことが、私たちの法科大学院の特徴です。基幹科目から、実務基礎科目・応用基幹科目、先端的・学際的・現代的・国際的な選択科目に至るまでの充実した授業と、自習室・法政実務図書室・多数のゼミ室など、学生たちが主体的に取り組む勉強をサポートする抜群の学習環境が用意されています。

法科大学院の仲間たちと切磋琢磨して、是非「優れた法曹」を目指してください。

## INDEX

- |             |                            |
|-------------|----------------------------|
| 01 ごあいさつ    | 09 履修例                     |
| 03 教育の理念と方法 | 09 法科大学院における学習             |
| 04 教員一覧     | 10 学修支援～学習の質を高めるために～       |
| 05 教育のプロセス  | 10 修了生への支援～修了後の良質な学習環境の維持～ |
| 07 授業紹介     | 11 学習環境～効率的な学習を可能とする施設・設備～ |

# 東北大学法科大学院で 共に学びましょう

法科大学院長 成瀬 幸典



東北大学法科大学院は「優れた法曹」の養成を目的としています。本法科大学院が考えている「優れた法曹」の資質と能力は、このパンフレットに書かれているとおりですが、それは何か特別なものなどではなく、法体系の構造の正確な把握を除けば、「優れた社会人」の資質と能力に他なりません。法曹の仕事の本質は、社会に生じた問題を、当事者に寄り添って、法律という道具を活用しながら解決することにあるのですから、正確な法的知識を備えた「優れた社会人」であることが「優れた法曹」の条件であるといつてよいでしょう。

最近、司法試験の合格率の低迷や司法修習終了後の就職難等の理由から、法科大学院を志す人が減少し、本法科大学院も志願者数や入学者数の面で厳しい状況に置かれています。しかし、社会において法律を用いて解決すべき問題が減少しているわけではありませんし、法曹に期待されている役割や法曹が備えるべき能力に大きな変化が生じているわけでもありません。ですから、本法科大学院は、法曹養成制度を取り巻く社会状況の変化に的確に対応する必要性は認めつつも、設立当初から掲げている「優れた法曹」の養成という目的を変更しようとは考えていません。むしろ、このような厳しい状況に直面している今こそ、設立当初の理念を常に念頭において、迎え入れた学生の皆さんの教育に当たらなければならないと強く考えています。

本法科大学院のカリキュラムの特徴、施設の様子、法科大学院修了後のキャリア支援活動等は、このパンフレットに書かれているとおりで、それらは他の法科大学院のそれらと比較しても、劣るものではないと自負しています。法曹を志す多くの方が、東北大学法科大学院を選んでくださることを心から期待しています。

13 修了生座談会「弁護士の仕事」

15 修了生からのメッセージ

16 キャリア支援～適性、志望に応じた進路選択のために～

17 司法試験合格状況および進路

17 継続教育プログラム

17 東北大学法科大学院同窓会

18 経済支援～生活環境の支援～

19 平成28年度入学試験の概要

21 入学試験 Q&A

22 その他の Q&A



# ❖ 教育の理念と方法

## アドミッション・ポリシー

東北大学法科大学院は、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、国際的視野を持つ者で、将来の司法の担い手としての法曹（裁判官・検察官・弁護士）に必要とされる法的思考に対する適正と、正義と公正についての基本的な考え方を有する者を学生として受け入れます。

特別選抜は、入学前指導を含む一貫した法学未修者教育によって優れた法曹を養成することを目指し、そのための基本的資質である、豊かな人間性や感受性、幅広い教養、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等を有する多様な人材を学生として受け入れます。

## 「優れた法曹」を養成します

社会の中で、法曹は、多様な役割を果たすことが期待されています。一口に法曹といっても、裁判官・検察官・弁護士はそれぞれに異なる責務を担っています。また、同じ職種でも、専門分野によって職務の内容は大きく異なります。

東北大学法科大学院では、どのような職種や専門分野においても、次に掲げる6つの資質と能力が、人々から信頼される法曹として社会で活躍するための基盤となると考え、すべての授業科目を通じて、これらの資質と能力を備えた「優れた法曹」を養成することを目指します。

- (1) 現行法体系全体の構造を正確に理解している。
- (2) 冷静な頭脳と温かい心をもって社会を観察し、そこに問題を発見することができる。
- (3) 具体的な問題について広い視野から多様な視点を設定して考察することができる。
- (4) 緻密で的確な論理展開をすることができる。
- (5) 他者とコミュニケーションをするための高い能力（理解力・表現力・説得力）をもつ。
- (6) 知的なエリートとしての誇りをもち、それに伴う責務を自覚している。

このような資質と能力を備えることにより、どのような道に進んでも、また社会の変化に伴い法曹に期待される役割が変化しても、社会に貢献し続けることができるでしょう。

## 「優れた法曹」の養成に向けて、 東北大学法科大学院では次のような教育を行います

### I 理論的基礎の体得に向けた段階的教育

「優れた法曹」として、多様な法的問題に的確かつ創造的に対処するためには、法の理論についての深い理解が必要です。第1年次科目、基幹科目（第2年次）、応用基幹科目（第3年次）と、基本7法を繰り返しかつ段階的に学ぶカリキュラムにより、理論の基礎を確実に定着させるとともに、事例分析能力や法解釈能力を向上させることを目指します。

### II 理論と架橋した法曹実務教育

主として実務家教員が担当する実務基礎科目や、研究者教員と実務家教員が連携して担当する基幹科目などを通じて、判例をはじめとする、実務で運用されているさまざまなルールについて学ぶとともに、ルールの背後にある理論について深い理解を得ることを目指します。実務を理論と関連付けて理解することによって、将来、実務の運用に主体的かつ創造的にかかわるための能力を養います。

### III 先端的・学際的・現代的・国際的な科目の充実

多彩な研究者教員を擁していることを生かして、先端的・学際的・現代的・国際的な分野について充実した選択科目（基礎法・隣接科目、展開・先端科目）を提供します。このような科目の履修により、視野を広げ、将来、専門的な分野で活躍するための基礎を作ることができます。

### IV 少人数クラスによる徹底した双方向教育

必修科目について、少人数クラスを編成し、徹底した双方向教育を行います。教員と学生、学生同士の議論を通じて、理論や実務についての理解を効果的に深めるとともに、他者とコミュニケーションするための能力を向上させることを目指します。

# 教員一覧

## 法学研究科長

平田 武

## 法科大学院長

成瀬 幸典

刑法

実務刑事法\*

## 教授

秋田 将行

知的財産法I

【実務家(特許庁審査官)】

実務知的財産法

蘆立 順美

知的財産法I

知的財産法II

知的財産法発展

実務知的財産法

阿閉 正則

法曹倫理

【実務家(派遣裁判官)】

民事要件事実基礎

民事法発展演習

飯島 淳子

リサーチペーパー

稲葉 馨

行政法

大内 孝

西洋法曹史

樺島 博志

リーガル・リサーチ

実務法理学I

実務法理学II

外国法文献研究II(ドイツ法)

官澤 里美

法曹倫理

【実務家(弁護士)】

リーガル・クリニック

エクスターンシップ

久保野恵美子

民法I

実務民事法\*

子どもと法演習

坂田 宏

民事訴訟法

実務民事法\*

エクスターンシップ

民事執行・保全法

坂本 忠久

日本法曹史演習

佐々木弘通

憲法

佐藤 裕一

ローヤリング

【実務家(弁護士)】

エクスターンシップ

民事法発展演習

信濃 孝一

実務民事法\*

【実務家(裁判官)】

民事・行政裁判演習

民事法発展演習

澁谷 雅弘

租税法基礎

芹澤 英明

リーガル・リサーチ

実務外国法

現代アメリカの法と社会

外国法文献研究I(英米法)

トランスナショナル情報法

中原 茂樹

実務公法\*

応用行政法

糠塚 康江

法律基礎演習

応用憲法

ジェンダーと法演習

森田 果

実務民事法\*

法と経済学

矢部 良二

実務刑事法\*

【実務家(派遣検察官)】

法曹倫理

刑事裁判演習

模擬裁判

刑事実務演習I

刑事実務演習II

吉原 和志

実務民事法\*

応用商法

渡辺 達徳

実務民事法\*

応用民法

## 准教授

石綿はる美

法律基礎演習

民法III

応用民法

井上 和治

刑事訴訟法

実務刑事法\*

今津 綾子

民事執行・保全法

遠藤 聡太

法律基礎演習

応用刑法

金谷 吉成

リーガル・リサーチ

トランスナショナル情報法

北島 周作

リサーチペーパー

桑村裕美子

実務労働法II

清水真希子

法学の基礎

商取引法演習

滝澤紗矢子

法学の基礎

経済法I

経済法II

嵩 さやか

法学の基礎

外国法文献研究III(フランス法)

社会保障法

得津 晶

商法

中林 暁生

実務公法\*

中原 太郎

民法II

実務民事法\*

西本健太郎

国際法発展

国際法発展演習

## 兼任教員(非常勤講師)

本法科大学院ウェブサイトの教員紹介をご覧ください。

※現在、基幹科目は、実務公法、実務民事法、実務刑事法の3科目ですが、平成28年度から、基幹憲法、基幹行政法、基幹民法、基幹刑法、基幹商法、基幹民事訴訟法、基幹刑事訴訟法に変更となります(→P6)。

# ✧ 教育のプロセス

## 法曹となるまでの道筋

法科大学院は、入学までに十分な法学の知識を有していない者（法学未修者）は3年間の課程を、十分な法学の知識を有していると認められる者（法学既修者）は、第1年次の履修が免除されて、2年間の課程を履修することが、それぞれ修了の要件とされています。

東北大学法科大学院では、多様な学生を受け入れるため、一般選抜と特別選抜の2つの入学試験を実施しています（→P19）。一般選抜と特別選抜は併願が可能です。

一般選抜では、法学未修者・法学既修者に分けて試験が実施されます。法学既修者としての選考を希望する者は、第2希望として、法学未修者としての選考を併願することができます。その場合、第2次選考では、法学専門科目筆記試験と小論文試験の両方を受験することになります。

特別選抜では、社会人または他学部卒業者を対象として、法学未修者を選抜します。選考は法科大学院全国統一適性試験の成績、提出書類及び面接試験を総合的に評価して行います。また、合格者には入学前指導を行います。



# カリキュラム

## 第1年次科目 (必修 計30単位)

第1年次生(法学未修者)を対象とする必修科目です。基本7法について、第2年次以降の科目の履修に必要な基礎的な知識を修得することを目的としています。

憲法 / 行政法 / 民法I・II・III / 刑法 / 商法 / 民事訴訟法 / 刑事訴訟法

## 学修支援科目 (第1年次生対象 各1単位)

法学未修者が第1年次科目の学修を円滑に行うことができるよう、学修支援を目的に設けられた科目です。

法学の基礎 / 法律基礎演習

## ■各年次に履修科目として登録できる単位数の上限

各年次に履修科目として登録できる単位数の上限は、第1年次34単位、第2年次36単位、第3年次44単位です。

## ■修了に必要な単位数

修了には、第1年次科目30単位、基幹科目28単位、実務基礎科目14単位以上、基礎法・隣接科目4単位以上、および展開・先端科目16単位以上を含む、計96単位以上を修得しなければなりません。

## 基幹科目 (必修 計28単位)

第2年次生を対象とする必修科目です。研究者教員および実務家教員が連携して担当し、理論と実務の双方の観点から、実体法と手続法を総合的に学ぶことができます。

基幹憲法 / 基幹行政法 / 基幹民法 / 基幹刑法 / 基幹商法 / 基幹民事訴訟法 / 基幹刑事訴訟法

## 応用基幹科目

(第3年次生対象 各2単位 6単位まで)

基本7法に関し、第3年次生を対象にして開講される選択科目で、理論的基礎を確実に定着させるとともに、事案分析能力、論理的思考力、法解釈能力等を向上させることを目的としています。

応用憲法 / 応用行政法 / 応用民法 / 応用刑法 / 応用商法 / 応用民事訴訟法 / 応用刑事訴訟法

## 基礎法・隣接科目

(各2単位 4単位以上選択)

法と哲学、法と歴史学、法と社会学、法と経済学、法と政治学といった、隣接学問領域との関係において法のもつ意義を学ぶための科目です。これらの科目を履修することによって、視野を広げ、法学全体を体系的に理解するためのさまざまなアプローチを知ることができます。

日本法曹史演習 / 西洋法曹史 / 実務法理学I・II / 実務外国法 / 現代アメリカの法と社会 / 法と経済学 / 外国法文献研究I・II・III

## 実務基礎科目

(必修 計10単位 選択必修4単位以上)

豊富な実務経験を有する実務家教員が主に担当する科目です。実例ないし事例を素材として、より実践の側面を意識しながら、法律問題の解決に必要な能力と技能を高めることを目的としています。

### 必修科目 (計10単位)

法曹倫理 / 民事要件事実基礎 (第2年次生対象) / 民事・行政裁判演習 (第3年次生対象) / 刑事裁判演習 (第3年次生対象)

### 選択必修科目 (各2単位)

リーガル・クリニック / ローヤリング / エクスターンシップ / 模擬裁判 (第3年次生対象)

### 選択科目 (各2単位)

リーガル・リサーチ (第1・2年次生対象) / 民事法発展演習 / 刑事実務基礎演習 / 刑事実務演習

## 展開・先端科目

(各2単位 16単位以上選択)

先端的分野、国際関連分野、学際的分野を対象として開講される科目です。これらの科目を自由に選択して履修することによって、将来法曹として活躍するために必要な、広い視野と専門性を養うことができます。

### 司法試験選択科目対応科目

環境法I・II / 租税法基礎 / 実務租税法 / 経済法I・II / 倒産法 / 応用倒産法 / 実務労働法I・II / 知的財産法I・II / 知的財産法発展 / 国際法発展 / 国際法発展演習 / 実務国際私法I・II

### その他の科目

医事法 / 金融商品取引法 / 金融法 / 企業法務演習 / 民事執行・保全法 / 社会保障法 / 実務知的財産法 / 少年法・刑事政策 / 国際人権・刑事法 / トランスナショナル情報法 / ジェンダーと法演習 / 子どもと法演習 / リサーチペーパー (第3年次生対象)



# 授業紹介

## 第1年次科目 刑法

### 教員から

成瀬 幸典 教授

本講義は、法学末修者(第1年次生)が、刑法総論(ある行為を犯罪と認めるための一般的要件を明らかにする分野)と刑法各論(殺人罪などの個々の犯罪を扱う分野)に関する基本的知識を修得することを目的としています。第2年次の「実務刑事法」、第3年次の「刑事裁判演習」と段階的に進展する刑事法分野のカリキュラムの基礎となるものです。法科大学院用に作成した独自の教材を学期の初めに配布し、予習をしてきてもらった上で、質疑応答を中心とした授業を実施しています。

本講義では、法学部で行われる刑法の講義と内容的にほとんど同じものを約半分の時間数で扱うので、学生の皆さん、特に初めて刑法を学ぶ人にとっては、予習・復習の負担はかなり重いようです。しかし、毎年、後期の半ば頃になると、質疑応答の内容などから、刑法的な思考になじんできている人が増えていると感じるようになります。地道な勉強の積み重ねにより、学生が能力を開花させるのを目の当たりにできるのは、法科大学院で教育に携わることの大きな喜びの1つです。



### 受講生から



渡部真莉奈さん

刑法は、なじみのない概念が多いうえに、その概念の意味も学説が複数あって末修者には理解するのが難しいと感じます。授業ではそのような概念を分かりやすく丁寧に、かつ法科大学院での授業であることをふまえて判例・通説を重視して解説してくださるので理解も深まりますし答案を書くうえでも大変参考になります。また、予習課題に沿って先生との問答が行われるので、予習課題の段階では理解したつもりでも実は理解不足で復習すべき点に気付くことができます。授業後にも学生の質問に対して丁寧に答えてくださるので、疑問をその日のうちに解決することができます。予習・復習は大変ですが、事例問題を見て論点とその考え方が分かったときは自分の力になっていることを実感します。

## 基幹科目 実務民事法 —平成28年度より、基幹商法—

### 教員から

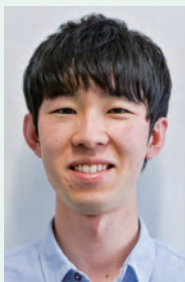
森田 果 教授

第1年次または法学部の授業では、さまざまな法ルールといういわば「公式」を学ぶわけですが、公式の知識だけでは実務家としては足りません。実務家にまず必要な能力は、クライアントが述べる雑然とした事実と直面したときに、その事実についてはどの法ルールを使うべきなのかを判断した上で、その法ルールを適用するとどのような法的解決が導かれるのかを明らかにし、適切な助言を与える能力です。このように、法ルールという抽象的な公式を具体的な事案で「使う」能力を養うのが第2年次の授業です。

数学では問題演習で公式の使い方を覚えるように、法ルールも、具体的な裁判例を題材にしてその適用の仕方を学ぶことが効果的です。そこで、会社法の裁判例を中心とした独自の教材を利用して、質疑応答をベースとした授業を展開しています。また、授業の進行・理解を助けるために、パワーポイントによるスライドも活用しています。会社法という分野は、社会経験のない多くの人にとっては実感の湧きにくい分野である上に、急速に変化し続ける分野でもあるので、学習は大変かもしれません。しかし、基本的な視点さえ身に付けば、3つのエージェンシー問題を中心とした案外単純明快な世界であると分かってくるでしょう。



### 受講生から



松原 俊介さん

会社法は、その条文が使われる場面の具体的なイメージがしづらく、これまでは重要とされる論点を覚える勉強に終始していた気がします。しかし、この授業では、多くの裁判例の検討を中心とした講義がなされ、抽象的に覚えていた法解釈を、具体的な事件でどのように適用するかを学ぶことができ、会社法が適用される場面について具体的なイメージを持ちながら学習することができました。

授業は、あらかじめ指定された予習課題について、学生の回答をもとに、スライドを用いながら説明がなされます。時系列や図表等を用いて分かりやすく整理されており、予習で読みこんできた裁判例についてより理解を深めることができます。最初は予習段階で裁判例を読むことに苦労しましたが、時間をかけて地道に読むことで会社法の力が付くのだと感じました。



## 実務基礎科目

## エクスターンシップ

## 教員から

佐藤 裕一 教授(弁護士)

毎年9月上旬にエクスターンシップ生が法律事務所を訪れます。初めこそ、準備した机で緊張した面持ちで六法全書などをめくっていますが、「事件で裁判所の法廷に行くぞ!」と言うと、目がキラキラと輝き出します。法廷でも裁判官や代理人の発する一言一句を聞き漏らすまいと必死で、その意味あいについて一生懸命に頭をフル回転させているのが判ります。

普段勉強している実体法や訴訟法の知識というツールが具体的な事件でどのように使われているのかを身をもって体験してもらいたい、そして現実の事件処理における証拠の評価の重要性にも気がついてほしいのです。1週間という短い期間ですが、弁護士の仕事が如何に慌ただしく大変で、またそれ故にやりがいにも溢れているかということを実感してもらいたいですね。いつか、法廷で相対峙する日を楽しみに待っています。



## 受講生から

田村亜佳利さん



私は、病院側の医療訴訟について興味があり、仙台でそのような弁護をしている佐藤先生のところへ行かせて頂きました。弁護士の仕事といえば法廷での訴訟や和解などのイメージがありましたが、医療過誤で訴えるという患者に対する説明文書の作成や保険会社への意見書の作成、顧問先の相談を受けるなど事務所内での仕事が多いことがわかりました。依頼者と今後の方向性についてぶつかることもあります。そのような場合には単純に法律の知識があれば良いわけではなく、依頼人を説得する多様な知識が必要です。弁護士の先生方は多くの経験をしており、考え方等大変勉強になりますし、弁護士事務所の中を見ることはこれからのモチベーションにもなると思います。

## 展開・先端科目

## 知的財産法Ⅰ

## 教員から

秋田 将行 教授(特許庁審査官)・蘆立 順美 教授

「知的財産法Ⅰ」では、特許法を扱っています。著作権法を扱う「知的財産法Ⅱ」とともに、知的財産法制度の枠組みや基本概念、実務上問題となる重要論点を整理しながら、基礎的知識の修得を目指します。応用事例の解決に必要な法的知識および法的思考力を修得する「知的財産法発展」とあわせて、知的財産法の初学者であっても司法試験に向けた準備を着実に進められるよう工夫しています。

特許法は、権利行使等の実体的側面だけでなく、権利取得等にかかる手続的側面も有しており、特許庁の審査実務等に関する理解が必要とされます。そのため、研究者教員とともに実務経験豊富な特許庁審査官が実務家教員として講義を共同担当し、審査実務と法理論の双方から理解を深められるよう連携を取っています。

技術の高度化・多様化により生じる新たな法的課題に絶えず直面する特許法は、法改正が頻繁になされ、重要な判決が続々と出されています。学習は決して容易ではありませんが、ダイナミックに変化する社会を実感できる特許法の面白さを学べるような授業を心がけています。



## 受講生から

吉田 直斗さん



特許法は、「発明」という技術的な情報を保護する法律です。とても興味深い分野ではありますが、馴染みがないため、独学によって理解することはなかなか骨が折れます。この講義は、研究者教員と実務家教員の双方からなされます。難解な概念や判例、イメージし難い審査手続きも、両教員からの明快な説明と問いかけによって、きちんと整理して理解することができます。また、必読文献や重要判例、参考裁判例が事前に示されるので、初学者の私でも、限られた時間の中で効率よく学習することができました。司法試験の選択科目を知的財産法にする人はもちろん、特許法を初めて学ぶ人にとっても大変おすすめです。

# 履修例

第1年次、第2年次は、履修科目のほとんどが必修科目となります。

第1年次は、必修科目に加え、学修支援科目である「法学の基礎」「法律基礎演習」および「リーガル・リサーチ」を履修することができ、多くの学生がこれらの科目を履修しています。

第3年次になると、履修科目の選択肢が広がります。各自、将来どのような法曹として活躍したいのか等を考えて、科目を選択しています。

## 法学未修者の例

| 履修年次        | 第 1 年 次                                 |                                                   | 第 2 年 次                                                                                                 |                                      | 第 3 年 次           |                                                                                                                                            |
|-------------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 前 期<br>履修科目 | ★憲法(4)<br>★民法I(4)<br>★民法II(4)<br>★刑法(4) | ★民法II(4)<br>法学の基礎(1)<br>法律基礎演習(1)<br>リーガル・リサーチ(2) | ★基幹憲法(2)<br>★基幹行政法(4)<br>★基幹民法(6)<br>★基幹刑法(4)<br>★基幹商法(4)<br>★基幹民事訴訟法(4)<br>★基幹刑事訴訟法(4)<br>★民事要件事実基礎(2) | エクスターンシップ(2)<br>実務外国法(2)<br>法と経済学(2) | ★民事・行政裁判<br>演習(3) | 応用行政法(2)<br>応用刑事訴訟法(2)<br>★刑事裁判演習(3)<br>ローヤリング(2)<br>環境法I(2)<br>環境法II(2)<br>租税法基礎(2)<br>民事執行・保全法(2)<br>倒産法(2)<br>少年法・刑事政策(2)<br>実務国際私法I(2) |
| 後 期<br>履修科目 |                                         | ★行政法(2)<br>★商法(4)<br>★民事訴訟法(2)<br>★刑事訴訟法(2)       |                                                                                                         | ★法曹倫理(2)                             |                   | 応用商法(2)<br>刑事実務演習(2)<br>応用倒産法(2)<br>トランスナショナル情報法(2)<br>実務国際私法II(2)                                                                         |

第1年次導入科目、第1年次科目、基幹科目、応用基幹科目、実務基礎科目、基礎法・隣接科目、展開・先端科目

★…必修科目

## 法学既修者の例

| 履修年次        | 第 2 年 次                                                                                                 |                                      | 第 3 年 次           |                                                                                                                                     |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 前 期<br>履修科目 | ★基幹憲法(2)<br>★基幹行政法(4)<br>★基幹民法(6)<br>★基幹刑法(4)<br>★基幹商法(4)<br>★基幹民事訴訟法(4)<br>★基幹刑事訴訟法(4)<br>★民事要件事実基礎(2) | エクスターンシップ(2)<br>実務法理I(2)<br>法と経済学(2) | ★民事・行政裁判<br>演習(3) | 応用民法(2)、応用民事訴訟法(2)<br>★刑事裁判演習(3)、ローヤリング(2)<br>模擬裁判(2)、環境法I(2)<br>経済法I(2)、知的財産法II(2)<br>民事執行・保全法(2)、倒産法(2)<br>少年法・刑事政策(2)、実務国際私法I(2) |
| 後 期<br>履修科目 |                                                                                                         | ★法曹倫理(2)                             |                   | 応用商法(2)、刑事実務演習(2)、経済法II(2)、<br>企業法務演習(2)、トランスナショナル情報法(2)                                                                            |

基幹科目、応用基幹科目、実務基礎科目、基礎法・隣接科目、展開・先端科目

★…必修科目

# 法科大学院における学習

## 教育方法 ソクラティック・メソッド(対話型双方向授業)

法律家は、未知の問題に直面した際、誰に頼ることもなく、自らの力で適切な解決を導かなければなりません。そのような主体的で創造的な判断ができるようになるためには、判例や基本書の記述の暗記にとどまることなく、日頃から、ものごとを批判的な眼でながめ、自分の頭で考え抜く訓練を重ねることが不可欠です。

そのための教育方法として、法科大学院では、ソクラティック・メソッドと呼ばれる方法が採用されています。教室では、予め検討課題とし

て指定された事柄について、教員が投げかける質問に対し、学生が答え、その答えをもとにさらに質疑が重ねられます。そのような対話を通じ、そこで取り上げられた問題について、さまざまな視点から厳しい検討が加えられる過程を繰り返し経験することによって、受講生が、より深い理解に到達するとともに、法的な思考方法を体得することができるものと期待されています。

## 成績評価と進級判定

法曹の判断は、人々の人生を大きく左右します。法曹として必要な素養を有する者を社会に輩出するという教育機関としての責任を果たすため、法科大学院における成績評価は厳格に行われます。

本法科大学院は進級制を採用しており、各学年に配当された必修

科目の単位を取得するとともに、第1年次科目、基幹科目の単位加重平均値がそれぞれ65点以上であることが進級の要件とされています。

同じ年次に在籍することのできる期間は2年です。

## ✧ 学修支援 ～学習の質を高めるために～

### 入学前のサポート

入学予定者に対して、入学後の学修に円滑に取り組めるよう、法学既修者・法学未修者それぞれについて、第1年次科目及び基幹科目の担当教員が、入学までに目を通しておくべき図書等を紹介しています。

また、合格者に対して、入学までの期間を有効に過ごすことができるよう、入学前指導を実施します。

### 履修指導

毎年、年度のはじめに総合履修指導を実施し、各年度に適した段階的履修が可能となるよう、説明を行っています。また、個別履修相談を開催し、履修に関して教員に個別に相談できる機会も設けています。

### 法学未修者への学修支援

法学未修者が、第1年次科目の学修に円滑に取り組めるよう、第1年次の前期に「法学の基礎」「法律基礎演習」を開講し、法令・判例の読み方、裁判手続の全体像、法的な考え方など、法学に関する基礎的な知識を修得できるようにしています。

### オフィス・アワー制度

東北大学法科大学院では、教員によるオフィス・アワーと、修了生弁護士によるオフィス・アワーの2種類のオフィス・アワー制度を設けています。教員によるオフィス・アワー制度は、教員と個別に面談し、授業や日々の勉強で生じた疑問についての質問や、勉強方法や進路について相談を行える制度です。

修了生弁護士によるオフィス・アワー制度は、仙台で弁護士として活躍している本学の修了生に、様々な学習相談を行うことができる制度です。相談にのる弁護士自身、法科大学院を修了していますので、より身近な相談相手として気軽に相談することができます。

### 合格者と語る会

毎年、司法試験の合格発表後に「合格者と語る会」を開催し、実際の合格者から、司法試験に向けた学習方法や学習計画の立て方、自身の経験を踏まえた反省点や在学生へのアドバイスを聞き、合格者に質問や相談を行う機会を設けています。

### その他

学生心理相談室が設置され、月2回程度、臨床心理士が、学業や日常生活の悩みについて、個別に相談に応じています。

## ✧ 修了生への支援 ～修了後の良質な学習環境の維持～

### 法務学修生制度

修了後も、在学時と同様の環境のもとで集中して学習することを可能とするために、希望する修了生に対して施設や制度を継続して利用することを可能とする法務学修生制度が用意されています。法務学修生になると、自習室に1人ひとりの固定席が用意され、法政実務図書室、ゼミ室、無線LAN等の利用ができます。また、在学生の申し込みがない時間帯については、上記の2つのオフィス・アワー制度を利用することもできます。



# ❖ 学習環境 ～効率的な学習を可能とする施設・設備～

本法科大学院では、最新設備を備えたエクステンション教育研究棟内で授業、自習、資料収集、自主ゼミ、と学習のすべてが完結できるようになっています。

講義室



講義は、最新の視聴覚機器を備えた【講義室】(5室)、小規模の授業に使用される【演習室】(2室)、【ゼミ室】(6室)で行われます。また模擬裁判の授業に使用される【模擬法廷室】(1室)は、法科大学院の実務教育には欠かせない設備の1つです。

なお、ゼミ室は、授業で使用しない時間帯は、オフィス・アワー(→P10)や、学生の自主ゼミに使用されます。



演習室



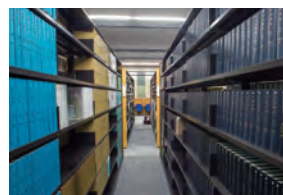
ゼミ室



模擬法廷室



教員や事務室からの種々の連絡事項は、主に「TKC 法科大学院教育研究支援システム」を使用して、インターネットを介して行われます。同システムを利用し、各種判例や、法学教室・ジュリストなどの記事をデータベースからオンラインで入手することも可能です。エクステンション教育研究棟内は、【無線LAN環境】が整備されており、自習室やゼミ室等で各自のパソコンからネットワークに接続し、判例の検索や連絡事項の確認などを行うことができます。



法政実務  
図書室

【法政実務図書室】(1F)には、約3万冊の蔵書があり、法科大学院での学修に十分な図書、法律雑誌が備えられています。多様なデータベースや雑誌DVDの利用も可能です。法政実務図書室には、検索や自習に使用できる閲覧席も備えられており、各自のパソコンを持ち込んで作業をすることもできます。平日はもちろん、土・日(13:00~17:00)も利用可能です。インターネット上の「My library」システムを通じて、東北大学附属図書館(川内キャンパス)に所蔵されている本を、法政実務図書室の窓口で受け取ることもできます。

自習室

日々の予習・復習に利用できるよう、【自習室】(2~4F)では、各自に1つの固定席が用意されます。自習室は、原則24時間使用が可能です。書籍や資料を保管するためのカギ付きのロッカーも1人に1つ用意されます。



【情報処理コーナー室】(3F)には、パソコン、プリンター及びコピー機がそれぞれ設置され、情報の検索やプリントアウトなどができるようになっています。また、学習の合間の休憩に使用できるよう、寄贈されたマッサージチェアを備えた飲食等ができる【コモンルーム】(3F)も設置しています。

情報処理  
コーナー室



コモン  
ルーム





# ✧ 修了生座談会 「弁護士の仕事」

## 現在の仕事の内容

**荒木** 荒木昭子です。企業法務を中心に扱う東京の法律事務所に勤務して3年目です。大手の企業法務事務所と異なり、私の所属事務所はセクション分けがなされていないのが特徴です。私もこれまで、訴訟・調停と言った紛争案件はもちろん、M&Aのようなプロジェクト案件や、契約書のレビューなど、幅広い仕事をしてきました。また、企業だけでなく個人をお客様とする案件も多数お受けしていて、たとえば遺産分割や離婚などの家事事件、労働者側の労働審判、消費者紛争などの案件を取り扱っています。徐々に自分のやりたい方向がわかってきて、これからは幅広い仕事をこなしつつも、訴訟など紛争案件の仕事の比重を高めていきたいと思っています。お二人はいかがですか。

**高島** 高島梨香です。弁護士になって1年半になります。仙台でいわゆる「街弁」として活動しています。弁護士はボスと私の2人だけという小規模の事務所で、一般民事事件全般を取り扱っています。最近は離婚が多いのですが、そのほか交通事故、消費者被害、債務整理などです。ヤミ金融の人と電話で喧嘩することもあります。震災関係の仕事も多く、たとえば宮城県沿岸部の被災地3カ所に法テラスの出張所があるのですが、そこに出向いて相談を受けたり、津波で家屋を失った被災者が2重の住宅ローンを負担しないで済むようにするための減免制度があるのですが、その登録専門家として活動したりしています。原発の関係だと、今ちょうど原発ADRの申立てをしているところです。刑事事件も多く、今は裁判員裁判対象事件を受任しています。

**成田** 成田騎信です。高島さんと同じで弁護士2年目です。所属事務所は、東京弁護士会の支援を受けて設立された都市型公設事務所です。（平成25年5月現在）活動内容は「街弁」と似ていますが、「公設」事務所であることを活かして行政機関と連携したり、弁護士費用を用意することができない方やコミュニケーションが難しい方の案件など、一般の弁護士が受任しにくい案

件を積極的に受任するところに特徴があります。いわゆる「アウトリーチ活動」も積極的に行っています。アウトリーチとは相談機関の側が相談者の方に出向いて相談に乗るという活動のことで、高齢者や身体に障害がある方などへの出張相談を行っています。所属事務所は司法過疎地に赴任する弁護士の養成事務所でもあります。私も、来年、司法過疎地に赴任することになるため、いま必死で経験を積んでいるところです（平成26年4月1日からオロロンひまわり基金法律事務所に所属）。

## 弁護士の仕事のやりがい

**高島** 仕事にやりがいを感じるのはどんな時ですか。

**成田** 依頼者の笑顔に出会えた時です。たとえば「借金が沢山ある。公共料金も滞納してしまい、電気、水道、ガスが全て止まってしまった。このままでは生きていけない。」と暗い顔で相談に来られた方がいました。早速、受任して自己破産手続きを行い、ライフラインは全て復活しました。復活後にその方とお会いすると、笑顔で「やっと普通の暮らしを取り戻すことができました。」とおっしゃり、表情がガラリと変わりました。そういう瞬間に立ち会うことができた時は弁護士としてやりがいを感じます。

**高島** 同じですね。債務整理の場合もそうですし、離婚でも、どうしたらいいかわからないと思い詰めていた方が、問題が解決することで表情が変わっていくのを見ると嬉しいと思います。荒木さんはいかがですか。

**荒木** 根本的にはお二人と共通しています。私はチームで仕事をすることが多いので表に立つのは上の弁護士なのですが、それでもお客様から私個人あてに電話がかかってきて相談を受けることがあります。それに対応して有難



うございましたと言って頂くと、事務所ではなく私個人に頼ってもらえたんだな、とすごく嬉しく思います。

## 東北大学法科大学院について

**高島** 法科大学院を修了して何年か経ちますが、当時を振り返ってみていかがですか。

**荒木** 私は東北大学法科大学院ののびのびとしたところが好きでした。実務に出たら、判例も参考文献もないような問題に沢山出会います。自分で手掛かりになりそうな情報を集めて考えを組み立てなければならぬのですが、自分で調査して自分の頭で考えるという能力は



**荒木 昭子さん**  
弁護士法人 大江橋法律事務所  
東京事務所 弁護士  
平成20年度修了生

法科大学院ですごく鍛えられたと思います。都会の学生さんを見ていると、受験技術や予備校などの情報が溢れていて、それは恵まれていることではあるのですが、多くの情報に影響されて窮屈そうだな、と感じることがあります。東北大学法科大学院では周囲に惑わされず目の前の授業に集中して、法律家としての物の考え方を教えて頂き、それを素直に飲みこむことができる環境だったところが良かったと思います。

**成田** 学生の人数が適度だったと思います。少人数のため先生との距離も近くて、オフィス・アワーや授業後に先生に十分質問できる環境は本当に良かったと思います。あとはもちろんソクラティック・メソッド。先生の質問に対し、いかに答えるかで反射神経・法的思考能力が鍛えられ、現在の法律相談に活きていると感じます。

**高島** 私も少人数で先生との距離が近いのは良かったと思いますね。また、研究棟が新しくなって、自主ゼミができる部屋が沢山あるし、学習環境は抜群だと思います。ただ、荒木さんがおっしゃる通りののびのびとした環境で、それは良いことである反面、意識していないと東北大の中で完結してしまうようなところがあります。インターネットなどを使って、自分でアンテナを張って欲しいと思います。

## 後輩へのアドバイス

**高島** 今、後輩の方にアドバイスするとしたら、どんなことでしょうか。

**荒木** 自分がなぜ法曹を目指すのか、自分はどんな法曹になり

たいのかを今のうちにじっくり考えてもらいたいと思います。私自身、弁護士になってから、一時期ですが、自分がなぜ弁護士になりたかったのか、これからどんな弁護士になりたいのかがわからなくなって悩んだ時があり、在学中にもっと考えておけば良かったと思いました。弁護士としての将来像が見えてきてからは、日々の仕事により充実感を感じられるようになりました。

**高島** 私からは、試験のための勉強はもちろん大事けれども、それ以外にも法科大学院でしかできない勉強が沢山あるので、頑張っ取り組んで欲しいということです。弁護士になって初めて接する問題が多く、少しでも法科大学院でその分野について勉強していれば、手掛かりにすることができたかなと思うことがあります。



**高島 梨香さん**  
鎌田健司法律事務所 弁護士  
平成20年度修了生

**成田** 私から伝えたいのは、今、弁護士の数が増えて弁護士になっても仕事がないなど、後ろ向きの議論がすごく聞こえてきていますが、この社会には、法律が届かないために社会の片隅で1人悩み苦しんでいる人がまだまだ沢山いるということです。事件は無数にあるのだから、法曹としてやれることは沢山あります。また、荒木さんと同じですが、なぜ法曹になろうと思ったか、その原点はしっかり持っていて欲しい。お二人も毎日心の中にちょっと重りを感じることがあると思いますが、それは他人の人生を背負っているからだと思うんです。そういう重りに負けないためにも、法曹を目指した原点はしっかり確認して欲しいと思います。あとは勉強を頑張ってください(笑)。



**成田 騎信さん**  
オロロンひまわり基金  
法律事務所 弁護士  
平成20年度修了生

**高島** もっと勉強しておけば良かったと思いますよね(笑)。

**荒木** 学生として勉強している時はわからなかったけれど、依頼者を前にした時、法律は人の役に立てる道具になります。そうなった時に重りもだけどやりがいも感じられるので、将来そういうやりがいのある仕事ができるんだよってことは強く言いたいです。

(平成25年5月集録)



## ✧ 修了生からのメッセージ

### 弁護士



平成24年度修了生  
**布木 綾さん**  
ひまわり法律事務所 弁護士

弁護士の仕事は、一言でいえば、依頼者が抱える法的問題を解決し、依頼者に喜んでもらう仕事です。まさに「言うは易く、行ふは難し」であり、私も日々それを実感しながら仕事をしています。

依頼者が抱える法的問題には、ひとつとして同じものはありません。事案解決のためには、法律を解釈し、適切な事実評価を行うことが必要ですが、そのためには、実体法・手続法に対する深い理解が前提となります。法科大学院での講義は、深い理解を修得する絶好の機会でした。また、今まで誰も考えたこともない法的問題に直面することもあります。未知の問題こそ基本から考えることが重要であることを法科大学院で学び、実践できたからこそ、今では未知の法的問題に冷静に対処する姿勢が身についたと感じています。

「解決」のための方策は一つではありません。より良い解決策・結論を導くために、法科大学院で友人と議論したことは、今でも良い思い出です。議論の中で、より良い論理があることを学び、あるいは、自分の主張が正しいことを相手に説得する等の経験が、今の業務にも活かしていると感じています。

最近の弁護士を取り巻く環境は厳しいですが、仕事にやりがいがあることに変わりはありません。皆さんと一緒に仕事ができる日を楽しみにしています。

### 検察官



平成23年度修了生  
**福間 由衣さん**  
広島地方検察庁 検事

検察官の仕事は、法と証拠に基づいて真相を解明し、事件を適切に処理することです。

同じ罪名の事件であっても、被疑者の人となり、事件の背景事情は様々です。被疑者だけでなく、時には被害者、参考人等から直接話を聞き、事件の真相解明に向けて捜査を尽くします。被疑者の身体を拘束しての事件処理となる場合もあり、限られた時間の中で様々な問題点を解決していかなくてはならず、新しい法律解釈や医学等の専門知識が求められることも多くあります。判例や文献を調べたり、専門家の意見を聞いたりもしますが、最後は、自分自身で考えて答えを出さなければいけません。

また、公判では、裁判の流れに臨機応変に行動することが求められます。

私は、高校生の時に刑事裁判を傍聴し、臨機応変に対応する検察官の姿に感銘を受け、検察官を志望するようになりました。

東北大学法科大学院では、ソクラティック・メソッドという対話型の講義が行われており、自己の考えを皆の前で発表することになります。初めは、とても緊張しますが、自分自身の頭で考え、時間的制約がある中でその考えを明らかにしていくという経験は、検察官として働く上で活かしています。

これから法曹を目指す皆さんと、お会いできる日を楽しみにしています。

### 裁判官



平成23年度修了生  
**西 臨太郎さん**  
東京地方裁判所 判事補

私は、平成24年3月に東北大学法科大学院を修了し、その後1年間の司法修習を経て、現在は東京地裁の民事部で、左陪席裁判官として勤務しております。

私の担当する事件は合議事件といって、裁判長、右陪席裁判官、左陪席裁判官の3人で合議体を組んで処理を行う事件です。左陪席は、合議事件の主任裁判官となり、その事件をどのように進行させるか、合議体としてどのような結論を出すかなどについて、関連裁判例や文献を調査した上で、自分の意見を述べ、議論の叩き台を提供する役割を求められます。東京地裁は事件数も多く、たいへんと思うこともありますが、合議体で充実した議論ができた結果、当事者の納得が得られ、和解が成立したときなどの達成感はとても大きいものです。

裁判官として業務を行っている中、法科大学院において、文献や判例を調査して様々な法的問題について検討し、一緒に勉強する仲間たちと議論した経験が、自分で考える力や論理的な思考力の下地になっていることを実感します。法科大学院での生活はたいへんなことも多かったですが、仲間と一緒に自分のやりたい勉強に集中できたことは、今思い返しても非常に楽しい時間でした。皆様が法科大学院で充実した時間を過ごされ、将来法律実務家としてご活躍されることを心よりお祈りしております。

# ✻ キャリア支援～適性、志望に応じた進路選択のために～

## 連続講演会

実務法曹の方々を招き、法曹の仕事の内容や魅力、キャリア設計に関する考え方などについて、在学生・修了生が直接話を聞く機会を設けています。

また、企業の法務部の業務内容等に関する講演会を開くなど、民間企業も視野に入れたキャリア設計のための情報も提供しています。



連続講演会

## 企業説明会

法的知識を生かして、企業内で活躍することを希望する在学生・修了生を支援するため、企業説明会を実施しています。平成26年度は、ゆうちょ銀行、七十七銀行、旭硝子株式会社による就職説明会・企業法務説明会を実施しました。

また、法律事務所、官公庁、企業法務部等からの求人情報や各種説明会に関する情報は、インターネットや掲示を通じて、在学生・修了生に随時提供されています。

## 司法試験合格者向け就職支援説明会

司法試験の合格発表直後に、合格者に対する就職支援説明会を行い、司法修習に関する説明のほか、実務家教員や先輩法曹から、司法修習生としての心構え、就職活動(事務所訪問・面接)上の注意点について話を聞く機会を設けています。

## 後継者養成コース—大学院博士課程への進学

東北大学大学院法学研究科では、司法試験合格後、専門的知識を深めたり、実務経験を生かした研究・教育活動に従事する場として、研究大学院の博士後期課程に「後継者養成コース」を設置しています。

本コースの入学者は、研究大学院に在籍して、研究者及び実務家の複数の教員の指導を受けながら、法の理論と実務にわたる研究を行い、その成果を博士論文にまとめることにより、博士(法学)の学位取得を目指すこととなります。本課程を修了し、学位を取得した者は、将来、法科大学院において法学教育に従事するほか、法律実務の世界において高度の専門性を有する人材として活躍することが期待されています。

平成26(2014)年度からはカリキュラムが見直され、本コースの入学者のうち法曹資格を有する者を対象に、長期間にわたって提携先の法律事務所に赴き、現実に事件を受任・担当することを通じて、中堅・ベテランの指導担当弁護士から、事務処理の実際について学ぶことを内容とする科目を新設しました。この科目の履修を通じて、専攻分野に関する視野を広げ、問題意識を磨くとともに、実務法曹として活躍するための修練を積むことが可能となることでしょう。

本コースの入学者のうち優秀な者については、フェローとして採用し、一定の給与を支給します。フェローは、法科大学院における実務教育支援業務に従事することが予定されています(フェロー制度の詳細については、<http://www.law.tohoku.ac.jp/graduate/about/scholar/>をご参照ください)。

# 司法試験合格状況および進路

## 司法試験合格状況および進路(合格年別)

| 合格年   | 受験者数 | 最終合格者数 | 進路  |     |     |      |     |     |
|-------|------|--------|-----|-----|-----|------|-----|-----|
|       |      |        | 裁判官 | 検察官 | 弁護士 | 公務員等 | 修習生 | その他 |
| 平成18年 | 42   | 20     |     | 2   | 18  |      |     |     |
| 平成19年 | 96   | 47     | 3   | 2   | 42  |      |     |     |
| 平成20年 | 127  | 59     | 2   | 2   | 53  |      |     | 2   |
| 平成21年 | 154  | 30     |     | 1   | 28  | 1    |     |     |
| 平成22年 | 159  | 58     | 5   |     | 53  |      |     |     |
| 平成23年 | 170  | 54     | 1   | 2   | 49  | 2    |     |     |
| 平成24年 | 173  | 38     | 3   | 2   | 31  |      |     | 2   |
| 平成25年 | 173  | 39     | 2   |     | 35  |      |     | 2   |
| 平成26年 | 159  | 42     |     |     |     |      | 42  |     |
| 合 計   | 1253 | 387    | 16  | 11  | 309 | 3    | 42  | 6   |

## 司法試験累積合格率(修了年度別)

| 修了年度   | 修了者数 |     | 合格者数 |     | 累積合格率 |     |     |
|--------|------|-----|------|-----|-------|-----|-----|
|        | 既 修  | 未 修 | 既 修  | 未 修 | 既 修   | 未 修 | 計   |
| 平成17年度 | 45   | -   | 29   | -   | 64%   | -   | 64% |
| 平成18年度 | 49   | 30  | 36   | 22  | 73%   | 73% | 73% |
| 平成19年度 | 52   | 41  | 37   | 19  | 71%   | 46% | 60% |
| 平成20年度 | 67   | 41  | 40   | 18  | 60%   | 44% | 54% |
| 平成21年度 | 53   | 33  | 35   | 21  | 66%   | 64% | 65% |
| 平成22年度 | 54   | 44  | 29   | 19  | 54%   | 43% | 49% |
| 平成23年度 | 51   | 38  | 20   | 18  | 39%   | 47% | 43% |
| 平成24年度 | 47   | 24  | 24   | 2   | 51%   | 8%  | 37% |
| 平成25年度 | 34   | 16  | 16   | 2   | 47%   | 13% | 36% |
| 合 計    | 452  | 267 | 266  | 121 | 59%   | 45% | 54% |

# 継続教育プログラム

東北大学法学研究科では、法曹の仕事に従事してからも、最新の法的課題に対応し、法曹として活躍するために必要な法的知識やスキルを継続して修得することができるよう、継続教育プログラムを提供しています。

後継者養成コースの学生向けに開講されている、研究大学院博士後期課程の一部の授業科目については、大学院に在籍していない弁護士等も科目履修することが可能となっています。また、若手弁護士等から要望の多い法分野(知的財産法など)については、実務家と連携しながら、最新の知識や実務的課題等を扱う公開講座を開催する予定です。

# 東北大学法科大学院同窓会

在学生と修了生の親睦を図り、修了生の活躍や母校の発展に資するための組織として、東北大学法学部同窓会法科大学院部会があります。年に1回、同窓会総会を開催し、総会後は、講演会や懇親会を開き、在学生や東北大学法学部生との交流を図っています。



# 経済支援 ～生活環境の支援～

## JR東日本奨学生(給付)

平成27年度より「JR東日本奨学生」制度が拡充され、入学者も対象となりました。

- 入学者のうち成績優秀者に奨学金50万円を給付します。  
一般選抜第2次選考における総得点の高得点者、5名程度に給付されます。
- 第1年次生、第2年次生のうち、各年度末の成績優秀者に奨学金30万円を給付します。  
第1年次生については、第1年次科目単位加重総得点の高得点者上位数名に、第2年次生については、基幹科目単位加重総得点の高得点者上位数名に給付されます。

## 日本学生支援機構(旧日本育英会)奨学金(貸与)

日本学生支援機構奨学金は、国が実施する貸与型の奨学金であり、修了後に返還する義務があります。法科大学院(修士課程相当区分)の学生に対する奨学金には、第一種奨学金(無利子)、第二種奨学金(有利子)、両方の奨学金の併用貸与があり、本法科大学院においては、これまでのところ、種類を問わなければ、申請したほぼ全ての学生に奨学金の貸与が認められています。

また、在学中に特に優れた業績をあげた者として、日本学生支援機構が認定した学生は、貸与期間終了後に奨学金の全額または一部の返還が免除されます。

(日本学生支援機構:<http://www.jasso.go.jp/>)

## 東北大学元気・前向き奨学金(給付)

東日本大震災で学資負担者が被災した学生向けに、その被害の状況に応じて、「最短修業年限」又は「1年間」、返還を必要としない東北大学独自の奨学金を毎月10万円支給します。

## その他の奨学金

上記以外にも、民間団体や地方公共団体による奨学金があります。

平成26年度において、本法科大学院の学生が給与および貸与を受けた実績のある奨学金は以下のとおりです。

| 奨学団体名称             | 種 類   | 月 額              | 備 考                      |
|--------------------|-------|------------------|--------------------------|
| 公益財団法人 千賀法曹育英会     | 給与・貸与 | 給与 3万円<br>貸与 7万円 |                          |
| 公益財団法人 三菱UFJ信託奨学財団 | 給与    | 5.5万円            |                          |
| 公益財団法人 亀井記念財団      | 貸与    | 3万円              | 宮城県下の各大学に通学している東北6県出身者対象 |
| 公益財団法人 野村財団        | 給与    | 10万円             | 被災学生対象                   |

# 平成28年度入学試験の概要

詳細は、「平成28(2016)年度東北大学法科大学院学生募集要項」をご覧ください。

## 募集人員、選抜方法および試験配点

| 区 分  |               | 募集人員                             | 選 考 方 法                                                                        |                                                                                                           |
|------|---------------|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |               |                                  | 第1次選考(適性試験＋書類審査)                                                               | 第2次選考(第1次選考成績＋筆記試験)                                                                                       |
| 一般選抜 | 法学既修者<br>(2年) | 30名程度                            | ・法科大学院全国統一適性試験の成績 300点<br>・書類審査 100点<br>志願理由書<br>履歴書<br>大学(学部)成績証明書<br>各種資格証明書 | ・法科大学院全国統一適性試験の成績 300点<br>・書類審査 100点<br>・法学専門科目筆記試験 900点<br>民事法：民法、商法、民事訴訟法<br>公 法：憲法、行政法<br>刑 法：刑法、刑事訴訟法 |
|      | 法学未修者<br>(3年) | 20名程度<br>(このうち<br>特別選抜が<br>5名程度) |                                                                                | ・法科大学院全国統一適性試験の成績 300点<br>・書類審査 100点<br>・小論文試験 200点                                                       |
| 特別選抜 | 法学未修者<br>(3年) |                                  | 法科大学院全国統一適性試験の成績、提出書類及び面接試験を総合的に評価する                                           |                                                                                                           |

### ●一般選抜について

※法学既修者としての選考を希望する者は、第2希望として、法学未修者としての選考を希望することができます(併願制)。

その場合は、第2次選考において、法学専門科目筆記試験と小論文試験の両方を受験することになります。一方の試験を欠席した場合は受験した方の専願とみなします。併願者については、法学未修者としての選考のため、もっぱら法学の専門的知識の修得の有無を示す選考資料を考慮の対象から除外した書類審査を、別に行います。最終合格者の決定にあたっては、法学既修者としての合格者を決定した後に、法学既修者としての選考に不合格であった併願者と、法学未修者としての選考のみを希望する者から、法学未修者としての合格者を決定します。

※法学専門科目筆記試験については、民法(100点)、商法(60点)、民事訴訟法(60点)、憲法(100点)、行政法(60点)、刑法(100点)、刑事訴訟法(60点)の総計540点を900点に換算します。

※法学既修者としての選考を希望する者は、2015年法科大学院既修者試験(憲法・民法・刑法)の成績証明書を提出することができます。3科目の成績の偏差値平均が65以上の者については30点、60以上の者については15点を、第2次選考総合点に加算します。

※小論文試験は、文章読解力・文章表現力・論理的思考力等を試すものであり、法学の専門的知識の修得の有無を問うものではありません。

※以下の要件を満たす者は、一般選抜につき、「飛び入学」による出願が可能です。

平成27(2015)年8月31日現在、大学3年次に在学し、平成28(2016)年3月までに大学3年次を修了する見込みの者であって、本研究科における個別の入学資格審査により、優秀な成績を収めていると認めたもの。

具体的には、次の要件を満たす必要があります。

・在学する大学の2年次修了までに64単位以上修得し、その修得したすべての単位の3分の2以上が100点満点中80点以上又はA(優)以上であること。

上記の資格で出願した者が、次の条件を満たさなかった場合には、入学許可後であっても、その入学許可を取り消します。

・在学する大学の3年次修了までに100単位以上修得し、その修得したすべての単位の3分の2以上が100点満点中80点以上又はA(優)以上であること。

### ●特別選抜について

※社会人又は他学部卒業者を対象とします。社会人とは、入学時点において大学卒業後1年以上の社会経験(ボランティア活動などを含む。)を有する者をいいます。「他学部卒業者」とは、法学部(法学部以外の学部が設置する学科・コース等で、「学士(法学)」の学位を取得できるものを含む。)以外の学部を卒業した者(平成28年3月までに卒業見込みの者を含む。)をいいます。

## 入学試験日程

### 1.一般選抜

|               |                      |
|---------------|----------------------|
| 出願受付期間        | 平成27年9月24日(木)～30日(水) |
| 第1次選考合格者発表    | 平成27年10月23日(金)       |
| 第2次選考試験       | 平成27年11月7日(土)、8日(日)  |
| 最終合格者発表       | 平成27年12月8日(火)        |
| 入学手続期間        | 平成28年1月4日(月)、5日(火)   |
| (追加合格候補者への連絡) | 平成28年1月6日(水)、7日(木)   |
| (追加合格者発表)     | 平成28年1月12日(火)        |
| (追加合格者入学手続期間) | 平成28年1月25日(月)、26日(火) |

### 2.特別選抜

|          |                       |
|----------|-----------------------|
| 出願受付期間   | 平成27年8月24日(月)～28日(金)  |
| 入学試験(面接) | 平成27年9月13日(日)         |
| 合格者発表    | 平成27年9月25日(金)         |
| 入学手続期間   | 平成27年11月25日(水)、26日(木) |

## 試験会場

### 1. 一般選抜第2次選考

仙台会場：東北大学法科大学院（仙台市青葉区片平2-1-1）

東京会場：東京大学教養学部（東京都目黒区駒場3-8-1）

### 2. 特別選抜 面接試験

東北大学法科大学院（仙台市青葉区片平2-1-1）

## 入学検定料

30,000円（一般選抜において法学既修者としての選考と法学未修者としての選考を併願する場合も同じです。）

特別選抜と一般選抜を併願する場合は、出願期間および試験日が異なるため、それぞれにつき入学検定料が必要です。

## 学 費

入 学 料：282,000円（予定額）

授業料前期分：402,000円（年額 804,000円）（予定額）

※上記の納付金は予定額であり、入学時、および在学中に学生納付金の改訂が行われた場合には、改訂時から新たな納付金額が適用されます。

## 募集要項等入手方法

①インターネット（パソコン・スマートフォン・携帯電話）または自動音声応答電話をご利用ください。

| インターネットの場合                                                                          |                                                               | 自動音声応答電話の場合 |                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
|   | <b>http://telemail.jp</b>                                     | IP電話        | <b>TEL 050-8601-0101※</b><br>（24時間受付）<br>※ IP電話：一般電話回線からの通話料金は日本全国どこからでも3分毎に約12円です。 |
|  | <b>バーコード</b><br>※スマートフォン・携帯電話でバーコードからアクセスした場合は資料請求番号の入力は不要です。 |             |                                                                                     |

②資料請求番号（750050）を入力またはプッシュしてください。

③あとはガイダンスに従って登録してください。

請求方法についてのお問い合わせ先

**テレメールカスタマーセンター TEL 050-8601-0102（9:30～18:00）**

※請求から2～3日後に資料が届きます。ただし、受付時間や地域、配達事情によっては4日以上かかる場合もあります。5日以上経っても届かない場合はテレメールカスタマーセンターまでお問い合わせください。なお、発送開始日以前の請求分は発送開始日に一斉に発送されます。

※料金（送料込300円を予定）は、お届けした資料へ同封されている料金支払用紙の支払方法によりお支払いください。（支払いに際して手数料が別途必要になります。）

## 過去4年の入学試験結果

| 区 分   | 平成27年度 |      | 平成26年度 |      | 平成25年度 |      | 平成24年度 |      |
|-------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|
|       | 志願者数   | 合格者数 | 志願者数   | 合格者数 | 志願者数   | 合格者数 | 志願者数   | 合格者数 |
| 法学既修者 | 55     | 34   | 81     | 50   | 130    | 55   | 157    | 64   |
| 法学未修者 | 36     | 22   | 53     | 21   | 60     | 24   | 57     | 27   |
| 合 計   | 91     | 56   | 134    | 71   | 190    | 79   | 214    | 91   |

## 平成27年度合格者データ

合格者数 56名（法学既修者34名、法学未修者22名） 男女比 男性40名、女性16名

年齢構成 20歳代26人、30歳代6人、40歳代2人、50歳代1人

出身大学 東北大学法学部23人、京都大3人、北海道大2人、山形大2人、新潟大2人、慶應義塾大2人、中央大2人、明治大2人、北海道教育大1人、岩手大1人、茨城大1人、東京外国語大1人、金沢大1人、静岡大1人、琉球大1人、首都大学東京1人、白鷗大1人、青山学院大1人、成城大1人、専修大1人、早稲田大1人、東洋英和女学院大1人、同志社大1人、大阪電気通信大1人、京都産業大1人、京都文教大1人



# ✧ 入学試験 Q & A

## **Q 「法科大学院全国統一適性試験」とはどんな試験ですか？**

A 適性試験管理委員会が実施する試験です。  
平成27年は、第1回は5月31日(日)に、第2回は6月14日(日)に実施されました。

## **Q 「法科大学院既修者試験」とはどんな試験ですか？**

A 法学検定試験委員会が実施する短答式試験です。平成27年は7月19日(日)に実施されます。

## **Q 過去の入試問題を入手することはできますか？**

A 入試問題および出題趣旨を本法科大学院のウェブサイトで確認することができます。メニューの「入試情報」から「過年度入学試験問題」をご参照ください。

## **Q 各種資格証明書はどのように評価されますか？**

A 出願書類に各種資格証明書(各種職業資格を証明できる書類、旧司法試験短答式試験、論文式試験の合格を証明できる書類、公的語学試験成績書等)またはその複写物を自由に添付することができます。各種資格証明書は、加点の対象となることがありますが、減点の対象となることはありません。

ただし、たとえば、勤務先の上司や大学の指導教員等がその個人的評価に基づいて作成する、いわゆる推薦状については、採点の対象としません。

また、法学末修者の選考においては、法学の専門的知識の修得の有無を示すような書類(旧司法試験短答式試験、論文式試験の合格を証明できる書類等)は、採点の対象としません。

## **Q 大学(学部)の成績証明書は、合否判定においてどのように評価されるのですか？**

A 一般選抜の第1次選考および第2次選考の書類

審査ならびに特別選抜の選考で評価対象となります。それ以上に具体的に、提出していただいた各種書類の評価方法については公表していません。

## **Q 仙台以外でも入学試験を受験することができますか？**

A 一般選抜の第2次選考は、仙台会場のほか、東京会場において受験することができます。

## **Q 法学専門科目筆記試験に六法を持ち込むことはできますか？**

A 六法の持ち込みはできません。法学専門科目筆記試験では六法を貸与します。

## **Q 特別選抜の対象となる「社会人」とは、どのようなものですか？**

A 入学時点において大学卒業後1年以上の社会経験を有する者をいいます。社会経験にはボランティア活動などを含みます。社会経験に関する証明書の提出は必須ではありませんが、社会人としての出願者については、志願理由書を含む提出書類および面接試験に基づいて、社会経験を評価します。

## **Q 特別選抜の対象となる「他学部卒業者」とは、どのようなものですか？**

A 法学部以外の学部を卒業した者(平成28年3月までに卒業見込みの者を含む。)をいいます。ここにいる「法学部」には、法学部以外の学部が設置する学科・コース等で、「学士(法学)」の学位を取得できるものを含みます。例えば、山形大学人文学部法経政策学科法律コースは「法学部」に当たりますが、同学科経済・経営コースおよび公共政策コースは「他学部」に当たります。

## **Q 特別選抜と一般選抜は併願できますか？**

A 併願できます。ただし、出願期間および試験日が異なるため、出願書類及び入学検定料は、それぞれについて必要となります。

## ❖ その他の Q & A

### Q 入学後に仕事を続けることは可能でしょうか？

A 法科大学院生は多忙です。授業の予習・復習の負担が重く、入学後も仕事を続けることは困難でしょう。

### Q 夜間や土日のみ通って、修了することはできますか？

A できません。夜間や土日に必修科目は開講されていません。

### Q 寮はありますか？

A あります。毎年1～2月に定期募集を行っています。入寮条件や募集要項の配布については、寮によって異なります。詳しくは東北大学ウェブサイトをご覧ください。

**東北大学ウェブサイト（学寮）**

<http://www.tohoku.ac.jp/japanese/studentinfo/studentlife/05/studentlife0502/>

### Q 仙台の生活環境について教えてください。

A 仙台は東北帝国大学が創設された時代から研究者や学生を大切に、学問のための環境を整えることに努め、「学都」と呼ばれてきた街です。街には広瀬川が流れ、東北大学植物園には仙台城築城以来の自然林が保存されるなど、百万都市でありながら、豊かな自然に恵まれています。

仙台の気候の特徴は、夏は暑すぎず、冬も極端に寒くなることはないということです。冬は雪が降りますが、降雪量は多くなく、積雪が溶けずに長く残るということはありません。

法科大学院は仙台市の中心部の利便性の高いところにあります。学生の多くは大学の周辺に住んでいます。

春



夏



冬



秋



片平キャンパスの四季

## 東北大学法科大学院所在地MAP



※地下鉄東西線は、平成27年12月開業予定



# TOHOKU UNIVERSITY LAW SCHOOL

## 東北大学法科大学院

◆お問い合わせは◆

東北大学 法学部・法学研究科 専門職大学院係  
〒980-8577 仙台市青葉区片平二丁目1-1 TEL.022-217-4945  
ウェブサイト <http://www.law.tohoku.ac.jp/lawschool/>

2015年6月発行